

# 特定非営利活動法人 呉みどり断酒会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人呉みどり断酒会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県呉市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広島県呉市及びその周辺地域において、酒害に悩む人々の回復と癒しを図るとともに、会員相互の協力による断酒の継続を目的とし、あわせて健康的な家庭生活や社会生活を取り戻す手助けをすることにより、よりよい家庭の建設と、酒害啓発に努め、もって広く社会の福祉に貢献することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) アルコール依存症に苦しむ人々と家族などの回復と癒しを図るための例会、研修会及び酒害相談活動と社会啓発に係る事業
- (2) アルコール依存症に関する講演会の企画・運営及び各地で開催される関連研修会への参加
- (3) この法人と目的を同じくする事業を行う他の断酒会との交流及び情報交換並びに研修会及び講演会の共同開催
- (4) 会員情報誌及び広報誌等の刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 家族会員 この法人の目的に賛同した酒害者の家族で断酒に協力する者

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任

された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の過半数の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にとっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所管庁変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の賛成を得なければならない。
- 3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散社員総会に出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。ただし、選任する法人は本法人の目的と類似すると認められるものの中から選ばれるようにしなければならない。

#### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

### 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	曾根 敏浩
副理事長	胤森 孝穂
理事	福永 里美
理事	中川 裕
監事	遠藤 勇人
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員(個人)	入会金	1,000円	会費(月)	1,000円
正会員(団体)	入会金	1,000円	会費(月)	1,000円
賛助会員(個人)	入会金	0円	会費(月)	300円
賛助会員(団体)	入会金	0円	会費(月)	300円
家族会員(個人)	入会金	0円	会費(月)	300円



# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

過度の飲酒による健康被害並びにこれに伴う医療費の増大，飲酒運転による交通事故，アルコール依存症者がもたらす家庭崩壊など，アルコールに関連する問題は深刻です。

呉みどり断酒会は，1967年に創立し，任意団体として，アルコール依存症者やその家族や関係者をサポートする活動を59年間続けてきました。

これまでの活動の蓄積から，何より同じ経験を持つ仲間と支え合い，安心して語り合える情報交流の場を安定的かつ継続的に確保することがサポート活動を充実していくうえで重要なポイントとなると考えています。

そこで，このような情報交流の場を確保するため，特定非営利活動法人格を取得することが不可欠となりました。

今後は，特定非営利法人としての社会的信頼性を背景に広く地域社会に発信し，呉みどり断酒会がこれまで培ってきた経験，サポートのあり方等を継続し，また発展させ，アルコール依存症に苦しむ方々が回復への道を歩めるよう，一層精力的にサポートしたいと考えています。

## 2 申請に至るまでの経過

1967年に創立以来，呉みどり断酒会は，お酒をやめたい本人とその家族によるアルコール依存症からの回復をめざすための自助グループとして，現在，老若男女40名あまりが在籍しています。

なお，これまで取り組んできた主な活動は次のとおりです。

昭和42年2月（継続中）長尾病院に入院中の酒害者19名で結成し初例会を開催

昭和44年8月（継続中）第1回合同夏期断酒研修会を開催

昭和52年9月 第7回広島県断酒大会を主開催

平成3年2月 創立50周年記念大会を開催

平成19年2月 第21回広島県断酒（呉）大会を開催

平成23年11月（継続中）JR呉駅前周辺にて断酒宣言の日「飲酒運転追放・全国キャンペーン」を行う。

平成29年2月 創立50周年記念大会を開催

平成29年10月 第54回全日本断酒連盟全国（広島）大会を主管

令和元年4月（継続中）呉圏域アルコール健康障害対策協議会（県事業）を発足

令和3年6月 第50回広島県断酒（呉）大会を開催

令和3年11月 呉市依存症啓発講演会にて講演

令和7年6月 第55回広島県断酒（呉）大会を開催

令和8年3月11日 特定非営利活動法人 呉みどり断酒会の設立総会を開催

令和8年3月11日

特定非営利活動法人 呉みどり断酒会

設立代表者

曾根敏浩

# 令和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人 呉みどり断酒会

## 1 事業実施の方針

設立初年度となる本年度は、従来からの酒害者が互いの体験を語り合い、仲間との結びつきを通じて断酒継続を行うとともに、特定非営利活動法人となったこともあわせ、当団体の存在や目標を広く認知してもらえるように、関係諸団体にアピールしていきます。

活動に際しては、他の断酒会との交流や、医療・行政等との連携を深めていく予定であります。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位:千円)
アルコール依存症 に苦しむ人々と家 族などの回復と癒 しを図るための例 会, 研修会及び酒 害相談活動と社会 啓発に係る事業	例会の主催、運営事業 で、酒害体験を発表しあ い、共に回復と癒しを図 る。	毎週 水曜日 土曜日	呉市内	5人	断酒会会員 30人/回 病院関係者、 入院患者等 50人/回	150
	入院患者、その家族との 相談会等への参加。	月5回	呉市内	5人	病院関係者、 入院患者とそ の家族 20人/回	10
	呉みどり断酒会創立60 周年記念大会	R9. 2月	呉市内	40人	断酒会会員 150人 病院関係者、 入院患者 100人	100
アルコール依存症 に関する講演会の 企画・運営及び各 地で開催される関 連研修会への参加	呉圏域アルコール健康障 害対策推進協議会研修会 への参加、運営。	年3回	呉市内	5人	断酒会会員 5人/回	50
	全日本断酒連盟主催に よる研修会への参加。	通年	全国	5人	断酒会会員 10人/回	50
この法人と目的を 同じくする事業を 行う他の断酒会と の交流及び情報交 換並びに研修会及 び講演会の共同開 催	広島県断酒大会	R8. 7月	広島県内	5人	断酒会会員 20人	150
	広島県断酒会連合会研 修会	R8. 9月	広島県内	5人	断酒会会員 15人	
	広島県断酒会連合会理 事会	月1回	広島県内	5人	断酒会会員 5人	

事業名 (定款に記載した 事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位:千円)
会員情報誌及び広 報誌等の刊行	全日本断酒連盟発行の 広報誌「かがり火」の配 布	2ヶ月 に1回	呉市内	5人	断酒会会員 医療・行政関 係者	30
その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	飲酒運転撲滅キャンペ ーンでのチラシ配布	R8.11月	呉市内	5人	一般市民等	10
	ホームページの改善・管 理・発信	通年	呉みどり 断酒会、 制作会社	5人	断酒会会員 一般市民等	300

(2) その他の事業  
実施なし。

# 令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人 呉みどり断酒会

## 1 事業実施の方針

設立初年度から継続して、従来からの酒害者が互いの体験を語り合い、仲間との結びつきを通じて断酒継続を行うとともに、特定非営利活動法人となったこともあわせ、当団体の存在や目標を広く認知してもらえるように、関係諸団体にアピールしていきます。

活動に際しては、他の断酒会との関係性や、医療機関や行政と連携し、相談から治療、そして断酒会での継続支援へとスムーズに繋ぐ普及を推進します。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位:千円)
アルコール依存症に苦しむ人々と家族などの回復と癒しを図るための例会、研修会及び酒害相談活動と社会啓発に係る事業	例会の主催、運営事業で、酒害体験を発表しあい、共に回復と癒しを図る。	毎週 水曜日 土曜日	呉市内	5人	断酒会会員 30人/回 病院関係者、 入院患者等 50人/回	150
	入院患者、その家族との相談会等への参加。	月5回	呉市内	5人	病院関係者、 入院患者とその家族 20人/回	10
アルコール依存症に関する講演会の企画・運営及び各地で開催される関連研修会への参加	呉圏域アルコール健康障害対策推進協議会研修会への参加、運営。	年3回	呉市内	5人	断酒会会員 5人/回	50
	全日本断酒連盟主催による研修会への参加。	通年	全国	5人	断酒会会員 10人/回	50
この法人と目的を同じくする事業を行う他の断酒会との交流及び情報交換並びに研修会及び講演会の共同開催	広島県断酒大会	年1回	広島県内	5人	断酒会会員 20人	150
	広島県断酒会連合会研修会	年1回	広島県内	5人	断酒会会員 15人	
	広島県断酒会連合会理事會	月1回	広島県内	5人	断酒会会員 5人	
会員情報誌及び広報誌等の刊行	全日本断酒連盟発行の広報誌「かがり火」の配布	2ヶ月に1回	呉市内	5人	断酒会会員 医療・行政関係者	30

事業名 (定款に記載した 事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	受益対象者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	事業費の 支 出 見 込 額 (単 位 :千 円)
その他この法人の 目的を達成するた めに必要な事業	飲酒運転撲滅キャン ペーンでのチラシ配布	R9. 11月	呉市内	5人	一般市民等	10
	ホームページの改善・管 理・発信	通年	呉みどり 断酒会、 制作会社	5人	断酒会会員 一般市民等	30

(2) その他の事業  
実施なし。

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和9年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 呉みどり断酒会  
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	365,000		
賛助会員受取会費	0		
		365,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	150,000		
施設等受入評価益	0		
		150,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	25,000		
		25,000	
4. 事業収益			
事業収益	0		
事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	0		
		100	
経常収益計			540,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	220,000		
旅費交通費	130,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
負担費	170,000		
広報誌配布費	30,000		
ホームページ更新費	300,000		
その他経費計	850,000		
事業費計		850,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			850,000
当期経常増減額			△309,900
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△309,900
設立時正味財産額			2,900,000
次期繰越正味財産額			2,590,100

令和9年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで  
特定非営利活動法人

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	365,000	
賛助会員受取会費	0	
		365,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	150,000	
施設等受入評価益	0	
		150,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	25,000	
		25,000
4. 事業収益		
事業収益	0	
事業収益	0	
		0
5. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	0	
		100
経常収益計		540,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	120,000	
旅費交通費	130,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
負担費	170,000	
広報誌配布費	30,000	
ホームページ更新費	30,000	
その他経費計	480,000	
事業費計		480,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計		0
管理費計	0	
経常費用計		480,000
当期経常増減額		60,100
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		60,100
前期繰越正味財産額		2,590,100
次期繰越正味財産額		2,650,200